

国分寺市・国立市中国残留邦人等地域生活支援事業

「中国残留邦人」問題から学ぶ—憲法学習会

「自民党改憲草案」と平和主義

講師：石川多加子さん（金沢大学学校教育学類准教授）

2012 年に自民党の「日本国憲法改正草案」が公表され、憲法「改正」についての議論が行われています。そもそも、日本国憲法は私たちの暮らしの中でどのような役割を果たしているのでしょうか。「中国残留邦人」を生み出した歴史を持つ私たちにとって、日本国憲法は、そして自民党の「日本国憲法改正草案」は、どういう意味を持つのでしょうか。石川多加子さん（金沢大学学校教育学類准教授）にお話を伺いました。（2014 年 2 月 9 日実施）

1. はじめに

■危険な時代に突入している

金沢大学の石川と申します。ここ数年、金沢大学などの学生と共に、中国帰国者の会の「中国残留邦人」の方から直接体験を聞くというなかなかできない経験をさせてもらっております。また、戦後補償に関する研究をしていて、これは生涯をかけたテーマだと思っております。

自由民主党の「日本国憲法改正草案（以下、『改憲案』と略）」が 2012 年 4 月末に決定されてもう 1 年以上経つのですが、今、憲法の状況を考えていかないと、本当に危険な時代に突入しているのではないかと思います。年配の方と話すと戦前の日本によく似てきているという話をたびたび聞きます。各種書物等を読むと、現在は大体 1930 年頃と同じ状況ではないかと思うのです。

当時、戦争だからといって、国民全員が毎日恐怖に打ち震えて非常時の生活をしていたかという、案外そうではありません。空襲が始まっても、学校も職場も普通に続いていましたし、女の人は相応のおしゃれをしたり、いろいろな人生の楽しみもあったようです。

■棄民を作り出す国

日本人というのは鈍感なのかなと思います。これだけ危険が近づいているのに、なるべく日常生活を営もうとする。例えば、2011 年 3 月に東日本大震災がありました。あのときですら、受験や教職員の配置転換を普通に実施したのです。あれだけ多くの方が亡くなって被害が続いているのに、考えられないですよ。学校がいまだ避難所となっている時に、日常の学校生活が営める、営まなければならないというのでしょうか。特に福島県などを中心に、今でもずっと、震災時の勤務校と異動後の学校との往来等を事実上強いられている教職員がいる。もう限界の状態だと思います。

昨日の朝刊に、福島県で甲状腺がんとの診断が確定した子どもが 33 人になったという記事がありました¹。福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターや環境省は、「東京電力福島原子力発電所事故によるものとは考えにくい」と言っています。そういう国です。

山形県、新潟県、それから東京にも自主避難している人が今でもたくさんいます。逃げるこ

¹ その後、2014 年 8 月 24 日、甲状腺がんを診断が確定した子どもは 57 人に増えたことが発表された。

とは当然の権利なのに、それに対しては支援をしないで「帰れ、帰れ」と早期帰還ばかり促します。大帰還事業です。そして逃げずにそこに留まった人、あるいは戻ってきた人たちに対しては通常通りの教育をして、事故・被害について考えないように誘導しています。福島原子力発電所事故の被害者は、「満洲」の荒れ野に置き去りにされた人たちと同じです。日本が作り出した棄民です。それは、水俣病もイタイイタイ病も同じです。

そして憲法を変えて正面から棄民政策を制度化しようとしているのが、自由民主党の「日本国憲法改正草案」なのです。

2. 憲法「改正」の背景にあるもの

■ジャーナリズムの変質

この憲法「改正」の背景を確認しておきます。そもそもは2012年12月の衆議院議員総選挙、2013年7月の参議院議員選挙で、自民党が多く議席を獲得したということが、今の状況に至っている大きな原因です。

これも記憶に新しいと思いますが、NHKの榊井勝人会長が就任早々、私的な見解だと断りながら、『従軍慰安婦』はどこの国でもあったことだ」と発言しました。これだけにとどまらず、「政府が右と言ったら左と言えない」という問題発言をしました。放送の公正さという点からすると非常に疑念を持たざるを得ない発言です。NHKの放送担当者、製作者はピリピリ神経をとがらせていると思います。

会長のこの発言にとどまらず、埼玉大学元教員の長谷川三千子と作家の百田尚樹、この二人のNHK経営委員も非常に問題のある発言をしています。経営委員というのは、放送の基準や、編集を任されている人たちです。

百田尚樹は、東京都知事選で田母神候補の選挙応援に立って、細川・舛添・宇都宮候補のことを「人間のクズ」と非難しました。右でも左

でも、私は何でもいいと思うのですが、言っていることと悪いことがあります。そういうことを言った人を平気で政権が庇う。全然公平ではないのです。

それから、長谷川三千子は『週刊ポスト』に、女性であるにも関わらず「男女の雇用機会均等は必要ない」と書いています。また、1993年に右翼活動家の野村秋介が朝日新聞社内で拳銃自殺をしました。これは、朝日新聞に対する攻撃と通常考えるのですが、彼女はそれに対して称賛するような文章を追悼文集に寄せています。ジャーナリズムの一端を担っている人が、自らを攻撃するような行為に対して称賛しているのです。1987年に、朝日新聞の阪神支局に押し入って記者を銃撃し殺した事件がありましたが、本質としてはあれと同じです。

NHKはラジオ番組「ラジオあさいちばん」で、原発反対を語ろうとした研究者がテーマ変更を求められ、出演を取りやめていますし、ピーター・バラカンさんもNHK・FMで原発については触れないように言われたと報道されています。非常に情報化された世の中で、テレビや新聞、それからインターネットが持つ力はものすごく大きいのですが、ジャーナリズムを支える人たちが自ら報道機関の存在意義、目的を実質的に捨てているのです。

■「不戦の誓い」を削除

自民党は、2014年の党の運動方針を決定しました。それは非常に重要な内容を含んでおります。原案にあった「不戦の誓いと平和国家の理念を貫く事を決意し」という表現を削除したのです。「不戦の誓い」を削除したということは、戦争をするかもしれないということです。

第186回国会開会にあたっての施政方針演説の中でも、安倍首相は、「積極的平和主義」と声高に言っています。フィリピンの台風被害のときに自衛隊を派遣した活動、シリアの化学兵器廃棄への協力を挙げ、「こうした活動の全てが、世界の平和と安定に貢献します。これが、積極的平和主義です」と言っているのです。

フィリピンの災害救助に行くのは良いことだと思います。化学兵器は無い方がいいので、化学兵器廃棄にも力を貸した方が良いと思います。しかし、なぜ自衛隊でなければいけないのでしょうか。災害救助隊に名前を変えて、位置づけを変えたら、自衛隊の人たち自身も幸せだろうと思います。人を殺す訓練よりも人を助ける訓練の方が幸せですね。

■積極的平和主義の嘘

しかし、これがなぜ積極的平和主義なのでしょう。しばしば安倍政権は、形容詞を付すことで本来の意味とは全く異なってしまっている単語を使います。積極的平和主義というのは「平和学」の立場から提唱し始めた概念で、単に戦争をしないという意味にとどまらず、世界中の差別や貧困をなくすという意味で使われているはず。 「改憲案」では自衛隊という名称すら捨てて「国防軍」にしようとしています。軍隊を持って確立する平和って何でしょう。戦争をして守る平和って何でしょう。武力による平和＝積極的平和主義は、日本国憲法がよって立つ平和主義でもなんでもありません。

また、「岩盤規制」という言葉を悪い印象を伴わせながらしばしば用います。いかにも既得権益等を背景とした根強い抵抗を想像させようとしています。しかしながら「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法 25 条）を維持するため、労働条件や医療、教育といった分野においては、容易に緩和や撤廃を進めてはならないはず。

先般、「国家戦略特別区域法」が成立しました。「解雇（雇用）特区」、「ホワイトカラー・エグゼンプション（残業代ゼロ法）」の導入は見送られましたが、隙を見てまたぞろ採り入れようとしています。雇用特区は、実際に社員を解雇しやすくしたり、労働時間の制限を取り払ったりするものです。そのホワイトカラー・エグゼンプションは、いわゆるホワイトカラーの人たちの内、年収等一定の条件を満たす人については、原則週 40 時間の労働時間という労働法上の規

制を除外するという制度です²。

積極的平和主義や岩盤規制などという訳の分からない言葉に騙されてはいけないのです。抽象的なことばは意味がはっきりしませんから、惑わされること無く、真の意味を知ることが必要です。

3. 非民主的な憲法改正の動向

■憲法解釈の見直し

改憲に関わる具体的な動きは、大きく三つです。一つは、明文による改憲です。日本国憲法を、96 条の改正手続に従って変えるということです。

しかし、これはすぐできそうにないので何をするかというと、二つ目は解釈改憲というやりかたです。すなわち、「集団的自衛権」の行使を可能にするための政府見解変更を公言しています。政府は、憲法の解釈をずっと培ってきました。その解釈をいとも易々と変えることで、実質的には憲法の条文を改正したのと同じ効果をもたらそうとしているのです。

その布石となったのが、昨年夏、内閣の憲法解釈を担っている内閣法制局長官の異例の人事で、小松一郎前フランス大使を抜擢しました。この人物は、第 1 次安倍内閣下での「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」構成員でもあり、集団的自衛権の行使に非常に積極的な人です。今年になって、磯崎陽輔首相補佐官（国家安全保障担当）が、集団的自衛権の行使を容認する為、夏までに憲法解釈を見直す政府見解をまとめるという方針を明らかにしています。

政府見解の変更とともに、「武器輸出三原則」の実質的緩和が始まっています。「戦車のエンジンを開発する為にトルコと共同開発」という新聞記事が 1 月 5 日に掲載されました。安倍首相は積極的に 30 カ国以上を歴訪していると自慢

² 2014 年 3 月末、一方、福岡市は、雇用要件を緩和する「雇用（創業）特区」に選定された。

していますが、要はこういう交渉が含まれているのです³。

三つ目は、法律による改憲です。国内のあらゆる法規範において、最高法たる憲法が一番優越した効力を有し、次が国の立法機関で制定する法律です。憲法より下位である法律すなわち、集団的自衛権の行使を可能にする「国家安全保障基本法」の制定や、或いは、自衛隊法・周辺事態法の改廃によって、憲法の平和主義と戦争放棄を捨て去る・変える効果をもたらせようとしています。

本来、あらゆる法律や地方公共団体で制定する条例等は、憲法の内容・規定に合致するよう作られなければいけないし、憲法に反するような内容の法律等は全て違憲無効なのです。しかし、それは理論ですから、法律を作る国会にそういうつもりがさらさら無くとも、形式的に制定手続を踏みさえすれば、法律は法律として成立してしまうのです。憲法よりも下位である筈の法律によって、やはり憲法を変えようとしているのです。

■「国家安全保障会議」が設置されて

前国会では、特定秘密保護法とセットで「国家安全保障会議設置法」が既に成立しています。

「国家安全保障会議」はアメリカの組織を真似したもので、「日本版 NSC」と称されます。その下に「国家安全保障局」が設置されました。ドイツのメルケル首相などの電話の盗聴が問題になったアメリカの「国家安全保障局」がありますね、あれと同じことをする機関です。

国家安全保障局の構成員 67 人には、防衛省・外務省・警察庁等の官僚の他、いわゆる制服組自衛官十数人含まれているようです。

現職自衛官＝現役軍人が、国家安全保障政策の立案や、緊急事態における危機管理に当たるというのですから、シベリアンコントロールを実質的に侵害している面があると言わねばなり

ません。

この後に、軍隊の在り方、集団的自衛権の行使を内容とする国家安全保障基本法を制定する予定だったようですが、このところ世論の反対がやかましくなってきたので、政府は制定を先送りする方針に変えてきています。

■個別法の「改正」

それでは何をするのかというと、個別法の改正です。自衛隊法等の法律を変えれば、自衛隊は実際にどこへでも行けるのです。今までも有事立法をかなり整備してきたのですから。

改憲手続を経ない、国家安全保障基本法ですらも後でいい、自衛隊法等の個別法をちょこちょこといじって、実質的には憲法の平和主義、戦争放棄を捨て去る内容の法律を作ってしまうということ。色々考えますね。

日本国民の多くが本当は軍隊なぞ望んでいない、ですから議席数があるうちにさっさとやっつけてしまわないと間に合わないことを政府・与党も分かっているのです。国民間での議論を尽くすこと無く、解釈を変えたり法律で実質的に変えようとする今の改憲の動きは、民主主義・国民主権原理との関係で、非常に問題があります。

■一直線のルート

特定秘密保護法、国家安全保障会議設置法その他、「産業競争力強化法」等多数の法律を制定しているのですが、内容につき誰が正確に説明できるのですか？ せいぜい、それぞれ担当した官僚の一部だけでしょう。TPP だって何が何だか分からない人が殆どなのではないでしょうか。このような民意を蔑ろにするやり方が、非常にひどいと思っています。

国家安全保障会議と国家安全保障局、武器輸出三原則の破棄、集団的自衛権の正統化、愛国心の鼓舞、そして特定秘密保護法の将来には、二人以上が一緒に話してただけで罪に問える「共謀罪」の新設が待っています。これらは全部同じ一直線のルートに乗っているのです。

³ 2014年4月1日、政府は、前年末にまとめた「国家安全保障戦略」に基づき、武器輸出三原則等に代えて、「防衛装備移転三原則」を策定した。

■正当性のない国会で憲法「改正」

民主主義との関係で問題だと言いましたが、もう少し付け加えておくと、2012 年 12 月の衆議院議員総選挙に対する「一票の格差」訴訟においては、広島高裁が戦後初の違憲・選挙無効判決を下しています。翌年 7 月の参議院選挙に対しても、広島高裁岡山支部が、違憲・無効と判断しました。

一票の格差訴訟をめぐるのは、日本国憲法のどの条文が関係していますか？ 3 章 10 条以下「国民の権利及び義務」で、基本的人権について規定しています。14 条の「法の下での平等」を見てください。

選挙区は違って、一人の有権者の一票の価値は同じでなければいけません。A 選挙区ではこんなにたくさん得票したのに落選する、B 選挙区では少しばかりの得票で当選してしまうというのは一票の価値が平等ではないので、法の下での平等を定めている 14 条に違反するのです。

法の下での平等に反していると判断された権利は、次の 15 条、参政権です。私たちの一票が必ずしも均等に扱われていないということ、参政権の価値が等しく扱われていないのは、14 条と 15 条に反する状況なのです。

しかも、日本人の性情に合致すると思う中選挙区制を廃し小選挙区制に変更してしまったので、非常に死票が多い。このような選挙制度自体のゆがみに加え、一票の格差問題がある中で、投票率は非常に低く、さらにその中の何パーセントかの票を得た国会議員が国会を構成しているのです。必ずしも私たちの意見を忠実に反映していない国会で、憲法改正作業が行われようとしているのは、民主主義との関連で、看過できない問題です。

■改憲までのスケジュール

憲法 96 条が定めるように、憲法改正が成立するには国民投票が必要です。国民投票手続きにつき定めているのは、「国民投票法」です。自民党も、改憲案全部を国会に提出してそのままスムーズに可決されるとは思っていないようで、国

民投票法の改正に着手しようとしています。憲法とは違い、法律の改廃手続を定めた憲法 59 条の手續にさえよれば、改正できます。

国民投票ができる年齢を、20 歳ではなく 18 歳に引き下げようというのが改正案の狙いです。若年層の安倍政権支持者を、有権者にと意図が透けて見えます。

まず初めに国民投票法を変え⁴、次いで改正手続を定める憲法 96 条⁵の先行改正をする。そして、最後に本丸たる第 9 条、平和主義を変えようというのが改憲のスケジュールだと思っています。

4. 日本国憲法の基本的理念

■天賦人権思想

日本国憲法は、人は誰でも生まれながらにして人権を持っていて、国や憲法の有る無しによって賦与されたり奪われたりするものではないという天賦人権思想を採用した憲法です。

自民党の片山さつき議員は芦部信喜教授のお弟子ということですが、改憲案に関してツイッターに、「国民が権利は天から付与される、義務は果たさなくていいと思ってしまうような天賦人権論をとるのは止めよう、というのが私たちの基本的考え方です。国があなたに何をしてくれるか、ではなくて国を維持するには自分に何が出来るか、を皆が考えるような前文にしました！」と書き込んでいます(2012 年 12 月 6 日)。

天賦人権思想はどのように生まれたのでしょうか。近代市民革命以前、絶対君主制の国王・君主は、強大な力を有していました。なぜ強大な力を持ち得たのかというと、王権神授説、日

⁴ 2014 年 6 月、第 186 回国会において、国民投票法の改正が成立しました。

⁵ 96 条で、憲法の改正は、衆参両議院それぞれの総議員の 3 分の 2 以上の賛成がなければ国会が発議できないとされています。自民党は、まずこの 96 条を改正し、総議員の 2 分の 1 以上の賛成で国会が発議できるように緩和し、憲法を改正しやすくしようとしています。

本でいうところの神勅主権によって、正統化していたからです。強大な王権に対する抵抗として、誰でも生まれながらにして人権を有しているとする天賦人権思想が登場したという歴史的な意義があるわけです。それを改憲案は、棄れているのです。

■立憲主義に反する「改憲案」

日本国憲法第 3 章国民の権利及び義務で、自由権や社会権といった各種人権が保障されていますが、これらの規定は、国・公権力から私たち国民の権利を守るためのものです。国や公権力を、常に私たちの権利や自由を侵害しかねない存在として捉えているのが憲法です。ですから、憲法を守る義務があるのは、国・公権力の側です。

国や地方公共団体というのは、言わば虚構の存在で、実際にその仕事をするのは公務員です。つまり、その人たちが憲法を守らなければいけないのです。憲法 99 条には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負ふ」とあります。地方公務員、国家公務員は、就任の際に憲法を遵守すると宣誓しているはずですが、憲法尊重義務が課せられているからです。

立憲主義、立憲政治とは、国の権力を担当する人・機関が、権限の恣意的行使や濫用をなし得ないよう憲法で権力・権限を縛り、その憲法に従って政治が行われるという意味です。すべからず公務員は、国民の権利・自由を損なうこと無く職務を行わなければならない。統治機構は、人権を守るべく運営されなければなりません。

しかしながら改憲案 102 条は、国民に憲法尊重義務を課しています。憲法が誕生した歴史から鑑みても、遵守義務を負わせているのは当然国・公権力に対してであって、国民に転嫁する等というのは、憲法の存在意義、立憲主義の意味をさっぱり解していない人が作ったのだと言われても仕方がなく、国際的にも余りに恥ずかしいものです。

■明治憲法下での人権保障の限界

日本国憲法の三大基本原理は、「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」です。その中でも平和主義は、核となる原理です。

敗戦まで通用していた憲法は、大日本帝国憲法、通称明治憲法です。明治憲法下では平和で自由で民主的だったかと言うと、もちろん違います。明治憲法では、陸海軍の統帥者を天皇とし、軍隊の存在を明記していました。天皇は、陸海軍の統帥者にして国家元首、統治権の総覧者（＝主権者）と定められていました。

人権についてはどうだったのでしょうか。天皇からの恩恵として日本臣民に認めてやっているという考え方を前提としていた上、いわゆる法律の留保付きでしたから、非常に限定的な人権保障だったと言えます。つまり、本来憲法より下位法であるはずの法律をもってすれば、いかようにでも人権を制限できたという点が、明治憲法における人権保障の決定的な限界でした。特高警察や治安維持法について、聞いたことがありますよね。治安維持法によって、社会主義的・共産主義的思想から、戦時色が濃くなるにつれ、文化・芸能活動全般に至るまで弾圧されていきました。多くの人が不当に逮捕・投獄され、小林多喜二を初めとして、拷問・虐殺された人たちもいましたが、法律の留保付き人権保障を明記した明治憲法下では、治安維持法等に基づく人権侵害は、合憲だったのです。

日本国憲法における人権規定は無論、法律の留保付きではありませんし、人権を侵す内容の法律等を制定することはできません。全ての法規範は憲法の原理・条文に合致するよう作られなくてはならず、従って、憲法に反する内容の法律等は全て違憲、無効となります。

例えば 2013 年 3 月、成年被後見人から選挙権をなく奪っていた公職選挙法の規定を東京地方裁判所が違憲と判断しました。成年被後見人というのは民法上の制度です。精神的な障害或いは認知症等により判断能力が充分でなく、家庭裁判所の審判を受けた人から、一律に選挙権を喪失させていたという事例です。これを違憲と

する訴えに対し、東京地裁は、憲法 15 条の参政権や 14 条の法の下での平等に反していると判断しました。違憲判決に伴い、成年被後見人が選挙権を回復する法改正がなされました。

■三大基本原理を貶める改憲はできない

明治憲法下での天皇の力が強大であったことは、先に触れました。その天皇を統帥者とする陸海軍の存在も、明記していました。日清・日露戦争を経て、あのような第二次世界大戦の被害を生みだしてしまった反省に基づき、日本国憲法は制定されたのです。従って、三大基本原理の中でも平和主義は、その核になります。日本国憲法の骨格が三大基本原理だとしたら、髓ですよね。

安倍首相の施政方針演説や自民党の「参議院選挙公約 2013」では、三大基本原理を「継承」としてしています。しかし、平和主義はもちろんのこと、基本的人権の尊重、国民主権を全て蔑ろにするのが自民党の改憲案です。

これは、憲法改正の限界に関わる重大な問題を提示しています。日本国憲法の条文は、いずれも無限定的に改正し得るものではないという学説が、憲法学界では通説となっています。改正手続によりさえすれば、三大基本原理を虚しくするような改正も無限定的に可能であるとしたなら、その結果成立したものは、日本国憲法という名称はそのままでもはや日本国憲法ではない、言わば憲法の自殺であります。

要するに、改憲手続をもって改正できるのはあくまで、三大基本原理を発展・拡充させる改正のみです。三大基本原理を虚しくするような改憲は、できません。それを根拠づけているのが、先にみた公務員等の憲法尊重擁護義務です。憲法に反する改憲案を国会に提出し、審議・採決するような行為は、国会議員・国務大臣に課せられた憲法尊重擁護義務に反し違憲と言わねばなりません。

実際には、力でやろうとすればできますよ。自民党が今やろうとしているのはそれなのです。私たちは「それはできない」と抗議し続

けていかなければいけないですね。

それでは、改憲案の問題を具体的に見ていきましょう。

5. 改憲案の三つの問題点

(1) 人権制限の幅を広げる

■「公共の福祉」とは最大多数個人の最大幸福

改憲案の問題点は、大きく分けて三つです。人権制限を拡大する、天皇制を大幅に変革する、平和主義を廃棄することです。

まず、人権ですが、日本国憲法では人権を制約する場合の基準として「公共の福祉」を掲げています。しかし改憲案は、公共の福祉に替え、「公益及び公の秩序」を挙げています。

公共の福祉と公益及び公の秩序は、同じ意味でしょうか。違います。公共の福祉は個・私を優先する考え方ですが、公益及び公の秩序の方は、国・公を優先する考え方に基づいています。公共の福祉をひと言で表すなら、「最大多数個人の最大幸福」なのです。

例えば、Aさんの人権とBさんの人権がぶつかって、調整する必要がある場合に、一方の人権を制約する根拠が、公共の福祉です。福祉という文言から分かるように、AさんとBさんをまったく対等に考えるのではなく、社会的・経済的弱者を優先するという考え方です。

■「公共の福祉」——使用者と労働者の関係から

週 40 時間の労働というのは、「労働基準法」で決まっています。労働者を守るために、「労働基準法」という法律を作る形で、労働者と使用者との間に国が介入しているのです。日本国憲法では 27 条、そして 28 条に該当します。

使用者と労働者との関係が法律等で制限されていなかったらどうなりますか？ 劣悪な労働条件で、長時間労働を余儀なくされる事態を近代に 1 度経験しています。そのようなことが続

いたら、世の中の多くの労働者は、社会的・経済的弱者ですから生活は成り立たないし、病気はするし、死ぬことにもなるのです。それに気がついたので、労働者の権利を憲法に定め、それを具体化する形で労働法を整備したのが現代国家です。

これを権利と権利の衝突として考えると、企業側、資本家側にとって、経済活動の自由は憲法上保障されるべき権利です。しかし、長時間労働を強いたり低廉な賃金でしか支給しないと、世の中のほとんどの人の生活が成り立ちません。大多数の人が健康に暮らすという権利を守るために、社会的・経済的強者である資本家や企業に経済活動の自由は少し我慢してくれという考え方、これが公共の福祉なのです。

■国益・公益とは、一定の支配層の利益

20 世紀以降、現代社会は常に少数の社会的・経済的強者よりも、社会的・経済的弱者の権利を優先して人権を調整しようとしています。これが、「公共の福祉」なのです。それが、改憲案の「公益及び公の秩序」に変わればどうなりますか？

安倍首相はずっと、「TPP（環太平洋経済連携協定）は国益にかなう」と言っています。TPP の規制緩和、自由化と言ったら大変なことです。農産物だけではなく、医薬品も雇用も対象になります。誰の利益にかなうのでしょうか。「一定の支配層の利益」にかなうのです。さすがにそうは言えないから「国益」と言っているのです。

あるいは国益を守るためには戦争をするというのでしょうか。戦争をして誰の利益が守られるのですか？ 私たちの利益は守られないでしょう。それどころか、私たちは人権を犠牲にしなければいけません。自民党の「改憲案」で掲げる「公益」とは、国益であって、一定の支配層の利益とほぼ同じなのです。国益や公益のために私たちの人権を犠牲にしなければいけないのでしょうか。

■個人の「個」を一文字消した理由

それとともに一つ象徴的なのは、憲法 13 条、「すべて国民は、個人として尊重される」が「改憲案」では、「全て国民は、人として尊重される」になっています。これがとても重要で、個人の「個」を一文字消したというだけで、改憲案は日本国憲法とまったく違う意味になっています。

個人として尊重されるのではなくて「君たち、人として尊重してあげるから」と言われてうれしいですか？ すなわち「個人」ではなく、日本人を「集団」としてとらえるということです。国や公ではなく、個人の幸せを考えるのだという日本国憲法の考え方を捨て去るということです。なぜなら、個人の幸せを考えたら戦争はできないからです。善良な日本臣民は、天皇の赤子としてお国のために戦って死ななければならぬ。残された人たちは、銃後を守ってバケツリレーで国土防衛に邁進しなければいけない。実際に、各地の空襲被害者数が想定より多くなったのは、「防空法」が消火を義務づけていたため、逃げ遅れたことが要因だとする見解があります。

■改憲案 21 条ではこの講演会は許されない

自由権、社会権という人権をすべて公益および公の秩序によって一律に制限できるようにしているのが自民党の改憲案です。

たとえば私たちが今、このような集会をしているのは憲法 21 条で「集会・結社の自由」が保障されているからできるのです。「集会・結社の自由」を保障するという事は、集会・結社を行うために公的施設を借りに行ったときに、国や県や市は会場を貸さなければいけないということまで含むのです。

それでは、公益及び公の秩序が変わったらどうなりますか。改憲案 21 条は、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」としています。私たちの集会は、公益及び公の秩序に即しているのでしょうか。

公共の福祉の下では、改憲案の問題を指摘す

るとともに、国の戦争責任追求を基底とするこの集会に、国分寺市は当然、今日の会場である「いずみホール」を貸し出す義務があります。けれども、公益及び公の秩序によると、貸す必要は無くなる。貸さないどころか、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動」に当たることともなっていて、結社自体が認められなくなるかもしれません。

なお、公共の福祉の場合に基づくと、人権が制限される人と、優先される人とがはっきりしています。反対に、公益及び公の秩序においては、必ずしも明確ではないので、人権制限が非常に拡大する恐れがあります。

■教育面での改憲はすでに済んでいる

自民党は、解釈改憲と同時に、法律による改憲を進めています。法律による改憲は、少なくとも教育の分野ではすでに済んでしまっています。

1947年、日本国憲法と軌を一にして「教育基本法」が制定されました。しかし2006年、第一次安倍政権時は、平和で民主的な文化国家の主権者育成を掲げる教育基本法を踏みにじり、まったく内容が異なる今の教育基本法に変えてしまいました。愛国心教育、伝統文化教育なども、現行の教育基本法の下でどんどん推進されています。そして今、安倍内閣は、高校での日本史必修化と、新科目「公共」の導入を検討しています。2014年1月には、近現代史につき政府見解や最高裁の判例に基づいた記述とする旨教科書検定基準を改正しました。

石川県金沢市には、「金沢ふるさと偉人館」という施設があって、金沢ゆかりの著名人を紹介しています。その中に、植民地時代の台湾でダム建設に携わった八田與一という人物がいます。八田については、台湾の中学校用教科書に記述があるようですが、日本において「偉人」と讃え、子どもに教えることには、非常に抵抗を覚えます。台湾や朝鮮半島統治において、日本・日本人は立派な・良い言動をたくさんしたと主張する人が時にいます。確かに、一つ一つの施策には、

現地の人に喜ばれたり役立ったりすることがあったかもしれない。しかしながら、日本による植民地支配が前提となっているのであって、この事実は決して正当化されるものではありません。

■思想・良心の自由の保障と道徳教育

憲法19条は、「思想・良心の自由」を保障しています。これと深く関わるのが、道徳教育の教科化です。教科にするということは、成績をつけるということです。もっとも、特別の教科として、1～5やA・B・Cではなく、記述式で評価するようです。子どもの心をどうやって測るのでしょうか。先生が児童・生徒一人ひとりを、愛国心をたっぷり有しているか、規範意識を十分に備えているか、あるいは思いやりに満ちているか、評価するというのでしょうか。

道徳教育の強制は、子どもの、教職員の、保護者の内心に土足で入り込むことです。私たちが何を良いと思いい悪いと思うのか、これはまさしく思想・良心の問題です。道徳の前身である「修身」の教科書をご覧になったことがありますか。肉弾三勇士や人間魚雷を、理想的な人間像として掲げていました。

安倍内閣は、道徳用教材「わたし（私）たちの道徳」を作成し、2014年度に全小・中学生に配布する予定です。同書は、被災地の学校や、オリンピック選手の高橋尚子さんの話などが掲載されているようです。「わたし（私）たちの道徳」は、民主党政権の事業仕分けで配布が停止されていた「心（こころ）のノート」を全面改訂して、1.5倍ものボリュームにしたものです。同書は、JR西日本福知山事故で明らかになった「日勤教育」にも等しい面があって、言うなれば子どもの心を日夜責め立て兼ねない内容になっています。目次をとってみても、「自分の良いところはどこだろう?」・「わたしたちの心をそだててくれたふるさと」等とあります⁶。例えば、「あたたかい心をとどけよう」という項目では、

⁶ 文部科学省『心のノート 小学校3・4年』、同『心のノート 小学校1・2年』。

「お年よりはにはどんなことをするとよろこんでいただけるかな」という問が記載されています⁶。高齢者を大切にすべきとしながら、介護保険の自己負担は 2 割に引き上げるのですよね⁷。

文部科学省は、『心のノート』活用推進事業費として、2014 年度の概算要求で 8 億円（+4 億円）も計上しています。「道徳教育の充実」経費合計では、16 億円にも上ります（+8 億円）。このお金があったら、震災と原発事故から 3 年を迎えようとしている被害者の人たちの住宅を建てたら良いだろうと思います。

■政教分離原則に反する安倍首相の靖国参拝

安倍首相は昨年末、「内閣総理大臣 安倍晋三」として靖国神社に参拝しました。靖国神社の参拝は憲法のどの条文と関わっているのでしょうか。

憲法 20 条です。私たちがどういう宗教を信じようと思じまいと、あるいは宗教的活動をしようと思じまいと自由だということです。同条 3 項は、個人の信教の自由を担保するために、国・地方公共団体には、厳しく政教分離原則を課しています。国・公権力は、いかなる宗教からも中立でなければなりません。従って、首相や閣僚の靖国参拝は、この政教分離に反することになります。

日本国憲法がなぜ政教分離原則を定めたかという、敗戦に至った反省を踏まえているからです。絶対主義的天皇制を定めた明治憲法の下、多くの兵士が「靖国で会おう」と言って戦場で死んでいきました。先の大戦の開始と継続、国内外にもたらした甚大な被害に、国教的扱いを受けた国家神道が影響していたであろうことを想起しなければなりません。現人神として強大な権限を有する天皇の地位は神勅主権の考え方によって正統化され、“天皇のため＝お国のため”を最重要視する教育が皇国民の錬成にどんなに

か寄与した事実を、私たち教職員は踏まえる必要があります。従って、政教分離に関しては、とりわけ神道との関わりに特に神経質にならざるを得ないのです。

日本人というのは良く言えば宗教に非常に寛容な国民です。何せ八百万^{やおよろず}の神が住まう国ですから、帝釈天で産湯に浸かり、成長するにつれて七五三や十三参りをし、結婚式はキリスト教で、最後に葬儀は仏教の方式を採ったりするのが特に不思議なことではありませんね。しかし、宗教に帰依している人にとっては、時に不快です。

首相や閣僚による靖国神社参拝は、国が神道という特定の宗教への優遇・援助・助長を意味するから政教分離に反し、故にキリスト教者や仏教者から訴訟を提起されているのです。

■小中高校で神道の礼拝作法を教える？

改憲案は、政教分離原則を一応維持するように見せながら、宗教的活動であっても、専ら社会的儀礼、習俗的行為の意味合いが強い類いは、国や地方公共団体が行うことができる旨付け加えています。この条項の新設によって、政治家等の靖国神社参拝は“合憲”となりましょう（20 条 3 項）。

新教育基本法では既に「宗教に関する一般的な教養」の尊重を規定していますから、公立の学校で神道の礼拝作法等を教えることを正統化する根拠になっていると理解しています。

■大学の自治を否定する学校教育法「改正」

今、私が皆さんに言わば学問研究の成果を聞いて貰っている行為は、表現の自由（憲法 21 条）、学問の自由（同法 23 条）等により保障されている結果、なし得ているのです。法律の留保付きの人権保障に過ぎなかった明治憲法の時代には、憲兵がここへ入ってきて、話すのを止めさせることができたし、実際にそういうことはあった。自由権は、国や公権力が手出しや干渉をしないことを保障内容とします。

1931 年の満洲事変を皮切りに、中国大陸等へ

⁷ 2014 年 6 月 18 日に成立した「地域医療・介護総合確保推進法」は、介護保険の現行は 1 割の自己負担を、年間 280 万円以上の年金収入がある人については 2 割に引き上げると共に、特別養護老人ホームの入所要件を原則として「要介護 3」以上に限定する等の内容となっています。

の侵略戦争が始まりました。共産主義的思想に与したと思われる多くの小学・中学校の教員が検挙されました。いわゆる「赤化教員事件」です。大学でも、滝川事件（1933年）や天皇機関説事件（1935年）等が起こって、少なからぬ研究者が大学を追われたりしました。学問・思想の自由に対する弾圧です。これらの経験を踏まえて日本国憲法では、明治憲法には規定の無かった「学問の自由」を新たに設けたのです（23条）。

大学における学問の自由を保障するべく、大学の自治が伝統的に認められているとするのが一般的な解釈です。大学の自治は具体的に、人事の自治、財政の自治、施設管理の自治、学生管理の自治及び研究教育の内容・方法の自治を含みます。そして、大学自治の中心的担い手は教授会である、その意味において、大学の民主的運営は専ら教授会自治にかかっていると言えます。

近年、大学「改革」が大変な勢いで進められています。中央教育審議会が2014年2月に公表した『大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）』は、教授会権限の大幅な縮小を示唆しました。教員は、大学“経営”に口を出すなということ。学校教育法93条は、全ての大学に置く必要がある教授会について、重要事項全般を審議する意思決定機関と位置づけています。しかし、第186回国会に内閣が提出した同法改正案は、中教審の提言を受けて教授会を、学生の修了等と学位授与についてのみ、学長に意見を述べる単なる諮問機関に変質させる内容となっています。改正法が成立してしまうと、教授会は、人事や財政に関し蚊帳の外にもなり兼ねない。大学は企業とは違う、学長・執行部は、社長・経営陣とはイコールではありません。教員がそれぞれの所属学部長や後任人事を決められないという事態は、憲法違反と言えらると思いません⁸。

⁸ 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」は、2014年6月20日に成立しました。「学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう務めること」等、

■自主規制の心性

教授会の権限縮小を図るといった学問の自由と大学自治の根幹に関わる改正案が上程されるというのに、余り大きな抵抗運動にはなっていません。このような危機に直面したら、各大学や学会がもっと反対声明等を出しても良いと思うのですが…。声が上がらないというこの状況こそ、大学が抱える病理を示していると思えます。

大学執行部が国に異議を唱えたりしたら、国立大学運営費交付金・私学助成金を削減され兼ねないと怯えてしまう。実際に、法人化以後国立大学には中期目標・中期計画があり、達成状況如何では運営費交付金が減額されます。

他方、「改革」が強いられ、追いまくられていますから、文部科学省・国から命じられることに、そのまま業務としてあくせく従事する。中には、政府や学長の方針に諸手を挙げる人もいます。とにかく、良いも悪いも、必要なか不要かも考えず、とにかくひたすら従う。大学改革の激流にあえぎ、多くの大学教員は正に無思考に陥っています。時間が無いのは真実ですが、研究者が言い訳にははいけないと思えます。

すべからく人権は、憲法に規定してあるからといって自然と守られるものではありません。一人ひとりが主張し、抵抗して闘っていかないと、全ては砂上の楼閣になります。行動する勇気が肝要です。『飛ぶ教室』の作者ケストナーは、「賢さを伴わない勇気は乱暴であり、勇気を伴わない賢さなどは全く役に立たない」という名言を残していますがその通りです。

大学は特に、様々な領域・分野にわたって、自由な意見を主張し、議論できる場所であるはず。どんなに異なる立場であっても、お互いの考えを率直に論じ、聞き、認め合うことは、民主制国家の基本でもあります。自由な言論行為への侵害に対しては、本来保守も革新も、いずれからも抗議がなされなければならない。先般、「96条の会」に続き「国民 安保法制懇」

参議院文教科学委員会の附帯決議が付されています。

が結成されましたが、いずれも護憲派の樋口陽一氏と共に改憲派の小林節氏が加わっています。

最初に、今の日本の状況は 1930 年くらいに似ていると言いましたけれど、大学の状況に関してはもっと悪いのではないかと考えています。戦前戦中に大学から教員が追われたのは、国から「あの教員をやめさせろ」と言われたわけではないのです。「あの先生がいたら自分たちも疑われるから辞めてほしい」などと他の教員に言われるのです。それで大学にいらなくなるわけです。自主規制ですね。しかし東大の河合栄次郎など一部の大学教員は、いまよりもっと抵抗したのではないのでしょうか。私も、自分の権利を守るためにできる限り闘いたいと思っています。

■教育の差別化

憲法 25 条～28 条は、社会権的規定です。社会権は、現代憲法、20 世紀型憲法に初めて盛り込まれました。その中で核となるのが、25 条の生存権です。全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営めるように、国は私たちからいったん税金を徴収し、その税金を社会保障や社会福祉、教育という領域に用いて、生存権、教育を受ける権利を保障するというのが、社会権です。

憲法 26 条では教育を受ける権利を保障していますが、改憲案はどのように変えようとしているのでしょうか。3 項後段には「国は…教育環境の整備に努めなければならない」とありますが、社会権である以上、当たり前のことです。それにもかかわらずもっともらしい条項を新設するのは、前段の「国は、教育が国の未来を切り拓くうえで欠くことのできないものであることに鑑み」という部分にこそ効果を発生させたからだと思います。この文言があると、どのような影響をもたらすと思いますか。教育全般を、国の未来を切り拓くうえで欠くことができない教育と欠くことができる教育とに分ける役目を果たすこととなるだろうと思います。

47 都道府県全てにおいて、学校統廃合が大変

な勢いで進んでいます。石川県も例外ではなく、鉄道が廃止された奥能登初め、通学の苦労を強いられている子どもたちが少なくありません。引き換え、金沢市中心街のように比較的交通網が発達している地域では「スーパーハイスクール」を幾つも指定し予算を費やしているという状況があります。

要するに、さして勉強ができない、経済力も無い大多数の人間については、劣悪な環境でも黙々と働く従順な労働者となるよう、早期に選別する政策なのだと思います。そして一方、一握りの優秀な人物（我が国の未来にとって欠くことのできない！）には多額の税金を用い、エリート教育を施したいらしい。

しかし、考えてみてください。エリートだけを分けて真のエリートが育つでしょうか。旧学制下の教育がそれでした。私たちは、皆社会の中で生きています。勉強ができる人もいるし、勉強はできないけれども運動ができる人もいる。あるいは、そうではないが優しい人もいる。それが社会です。リーダーは、社会の中でおのずからリーダーに育っていくのです。震災・原発事故の避難所では、自然にリーダーが誕生して、運営に当たったと聞きます。経済的に恵まれ、一流大学を卒業するようなエリートを年少時から分離する教育で、貧しい暮らしや、さまざまな問題を抱えている人の思いを理解することができる人間を育成できましょか。

■公務員のストが違憲に？

同じ社会権ですが、憲法 27 条及び 28 条では労働者の権利を保障しています。労働運動の長い歴史を経て、やっと勝ち取った成果です。それにも関わらず改憲案は、28 条 2 項において公務員の労働三権を制限しようとしています。

現在でも、公務員は、労働基本権の一部若しくは全部が奪われていますが、これはあくまで、地方公務員法・国家公務員法という法律に基づくものに過ぎません。法律を改正すれば、公務員も労働基本権を取り戻すことができるのであって、憲法上の制限とは異なります。

どうして、公務員はストライキをしてはいけないのでしょうか。諸外国を見てみますと、例えばフランスでは、2003 年に外務省職員が予算削減に抗議して各国の在外公館で、また、国鉄は毎年のようにストを実施しています。イタリアの交通機関も同様ですし、しばしば地方公務員がストを行い、ゴミの収集がストップする様子も報じられています。なぜ日本では、公務員の「全体の奉仕者性」と「職務の公共性」を強調し、争議行為を許さないのでしょうか。

(2) 象徴天皇制を大幅に変革する

■改憲案前文に「天皇を戴く国家」

二つ目はあまり指摘されていない、と言うよりも日本中が何か議論してはいけないような雰囲気になっているのですが、天皇制を大きく変革しようとしている点で、国民主権との関係で大変問題です。改憲案の前文は、日本国憲法のそれとはまったく異なっています。

日本国憲法前文は、もう二度と戦争はしない、一国のみならず全世界で平和を確立するため、主権者たる日本国民及び日本国が主導して行かねばならないという主旨の力強い宣言です。

ところが改憲案には、冒頭から「天皇を戴く国家」とあります。この「戴く」の意味するところは、憲法尊重擁護義務条項が端的に示しています。改憲案 102 条は、憲法尊重擁護義務者から天皇を除外しているのです(2 項)。つまり、天皇は憲法を守らなくて良い。憲法より国民よりも、天皇が上位に位置づけられています(= 戴く!)。時代錯誤も甚だしい、世界史的に見ても類のない妙ちくりんな憲法(?) 案だということが分かります。

■天皇は憲法を守らなくても良い

中世における国王・君主の専政から人々の権利を守るべく、近代市民革命の産物として誕生したのが憲法です。憲法によって束縛されるのは権力を有する側であって、元々の名宛人は、

国王・君主でした。

明治憲法下の絶対主義的天皇も同様です。同憲法は立憲君主制を採用しており⁹、天皇といえども神と法の下にあったのです¹⁰。従って、改憲案における天皇制は、明治憲法の形態に戻るなどと生易しいものではなく、中世封建制の絶対君主になぞらえ得るものです。

そして、改憲案 102 条 1 項は、国民が憲法を守るべきとしています。国民に憲法尊重義務を課さなければならない理由は、幾つかの条項に表れており、例えば、改憲案 3 条は国旗・国歌を、4 条は元号を憲法上の制度にしようとしています。ご案内のように、日の丸掲揚及び君が代斉唱・伴奏を強制する職務命令は思想・良心の自由を侵害するとし各地で教員が争っています。最高裁判所は憲法 19 条違反とは判じていませんが¹¹、一部には原告勝訴の判決もあります。しかしながら、国旗・国歌が憲法上の制度とされてしまったら、裁判上救済を求める余地さえ無くなるかも知れません。

■天皇の行為を拡大する

改憲案 6 条は 5 項で、天皇は国や地方自治体などが主催する式典への出席その他の公的な行為を行うとしています。これは非常に問題です。

日本国憲法は、大日本帝国憲法下で主権者であり国家元首、陸海軍の統帥者であった天皇を、象徴としました。象徴天皇は、憲法 6・7 条が限定的に列挙した国事行為を行う国家機関としたのです。

国事行為とは、実質的決定権はあくまで国会や内閣にあり、それに天皇が儀礼的・形式的に付

⁹ 大日本帝国憲法 4 条は、「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」と規定していました。

¹⁰ 13 世紀、イギリスで大法官を務めたヘンリー・ブラクトンが残した「王は人の下にあつてはならない。しかし、国王といえども神と法の下にある。なぜなら、法が王を作るからである」という法諺は、あまりにも有名です。

¹¹ 最高裁判所は 2007 年、日野市立小学校の音楽教諭に入学式時の君が代斉唱へのピアノ伴奏を強いる職務命令は思想及び良心の自由を侵害しないと判断しています(最判 2007 年 2 月 27 日民集 61 卷 1 号 291 頁)。

け加えるものです。たとえば、衆議院の解散や国会議員の総選挙の施行公示などがありますが、その名目的な国事行為ですら、天皇は、内閣の助言と承認を得て初めてなし得ます。天皇は、国事行為を行うに際し何か失敗があっても、責任を問われることはありません。助言と承認を与えた内閣が、代わりに責任を負います。

ところで、天皇の姿を報道等で目にするのはどういった場面ですか。被災地訪問や一般参賀、華やかな皇室外交といった場合がありますね。これらは、憲法 6・7 条では規定していませんが、なぜできるのでしょうか。いわゆる天皇の「公的行為」の問題で、憲法学上の大きな論点となっています。

今上天皇による東北関東大震災の被災地訪問は、敗戦後昭和天皇が、空襲で焼け野原になった各地を行幸した姿と二重写しになります。どこに・いつ赴き、誰に声をかけるのか、天皇自身が決めているわけではありません。しかしながら視聴者等には、あたかも天皇本人の意思であるかの如く写って、時に慈悲深い国父としての印象を与えます。戦後の象徴天皇も、こうして政治的に利用されてきています。

そもそも日本国憲法は、先の大戦の反省に基づき、決定権は愚かあらゆる政治的権威や影響力を一切有さない象徴天皇としました。その本意に立ち返れば、天皇が行うことができるのは、憲法 6・7 条に列挙する国事行為のみであると厳格に考えなければなりません。従って、国会開会時のおことば、全国植樹祭等への出席等々の公的行為がなされているのは、戦後 70 年近くの間、違憲な状況がずっと続いているということになります。

一方、天皇の公的行為をめぐるのは、合憲とする学説もあります。すなわち、天皇の象徴としての地位若しくは公人としての立場から、憲法には明記されていない公的行為を行うことも認められると解しています。改憲案 6 条 5 項は、この合憲説の解釈をそのまま採り入れ、天皇の権限を無限定的に拡大しようとするものです。要するに、敗戦前に日本政府が目論んだことと

同じで、強大な力を有した天皇を笠に着て、自分たちの思い通りに政治を進めようとしているのだらうと思います。

学生達には何時も、学説・判例が分かれたときには常に、「歴史に立ち返れ」と説いています。日本国憲法の成り立ち、どうしてこういう条文となったのを考えれば、どの解釈が適切なのか自ずから答えが出ます。

(3) 再軍備—恒久平和主義の解体

■「国防軍」の創設と「集団的自衛権」の是認

三つ目が、改憲案の主眼である再軍備です。70 年近くの間、憲法学上最大の論点となってきたのは、9 条の下で自衛のための戦力を保持し、自衛戦争を行い得るかという問題です。にもかかわらず、安倍政権が強行しようとしている政府見解変更は、戦後の議論を一足飛びして“集団的”自衛権を容認するものです¹²。その足掛かりとして、2013 年 8 月には、内閣法制局長官に前駐フランス大使の小松一郎を任命するという異例の抜擢をしました¹³。

改憲案では、自衛隊の名称を捨てて「国防軍」に換えています。9 条の 2 が 3 項で示す国防軍の役割は、自衛戦争に留まりません。国防軍には、集団的自衛権、集団安全保障に係る任務も課せられています。

その国防軍の活動ですが、まず「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行う活動」とあります。これが先ほどからお話ししている「積極的平和主義」に基づく集団的自衛権、集団安全保障に関するものです。

軍事同盟国の米国に対する武力攻撃を日本へ

¹² 2014 年 7 月 1 日、安倍内閣は『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』を閣議決定し、「国際協調主義に基づく『積極的平和主義』の下、国際社会の平和と安定にこれまでに以上に積極的に貢献するために」集団的自衛権を行使し得るようこれまでの政府見解を変更しました。

¹³ 2014 年 5 月に、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会が報告書を公表した翌日に退任、内閣官房参与に就任したが、翌月に死去しました。

のものと同一視して、米国と一緒に加害国に軍事力を行使するというのが、集団的自衛権です。また、集団安全保障とは、複数国間で不戦を決めたのにもかかわらず、ある国がそれに違反したような場合に他の国々が一斉に制裁を加えるという体制を言います。改憲案は、どちらも正面から認める規定になっています。

■国防軍が市民に銃を向けることに

次に、国防軍は、公の秩序を維持するための活動を行うことができますとあります。改憲案が人権制約原理として公の秩序を掲げているということは、先に述べました。私たちのこのような集会は、公共の福祉に換えた公の秩序には反するでしょうから、ここに国防軍が出動するかもしれないということです。原発や特定秘密保護法に反対する集会・デモ行進が各地で実施されていますが、それらに国防軍が銃を向けることにもなり兼ねません。

ついでながら、特定秘密保護法が国会で審議されている時に、石破幹事長が「あのよう大声を大きく上げて絶叫しているのはテロと変わらない」と非難しましたね。あくまで平和的なやり方で、私たち主権者がそれぞれ主張し、集団となってデモ行進をするのは、正当な参政権行使の一形態として尊重されなければなりません。換言するなら、憲法 21 条は、私たちの考え方を政治に反映させるための手段として、集会・結社の自由を保障したのです。

かつて、1960 年に日米安全保障条約改定に際して、国会の周囲を十重二十重に多くのデモ隊が連日取り囲みました。恐れをなした当時の岸信介首相は、赤城宗徳防衛庁長官に自衛隊の出動を要請しましたが、同長官は国民に銃を向けるわけにいかないと敢然と断ったそうです。しかし、改憲案では、国防軍が市民に銃を向けることをも予定しているのです。

■国民の生命や幸福を守るための戦争はない

最後にやっと、国防軍は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができるとし

ています。改憲派は、中国や北朝鮮が攻めて来たら、軍隊が無いと大変なことになると言いますが、国民の生命を守る活動が最後になっているのは、そもそも守る気は無い、申し訳程度にちょっと付け足してみましたという感じです。騙されてはいけません。

少なくとも近代以降、真に国民の生命を守るという目的で行った戦争が、世界のどこかにあったでしょうか。そのことは、中国帰国者の方たちが一番よくお分かりですね。多くの国民を満洲に送ってソ連からの攻撃の盾にした挙句、終戦を迎えたことも告げずにさっさと軍隊だけが帰ってしまいました。戦争によって守りたいのは、国民ではなく国益です。

政治家、財閥といった支配層は、戦時中でも裕福な暮らしをしていたようです。その人たちの多くは、真摯に戦争責任を果たすこともなく、戦後も変わらず 70 年近く政財界の有力者としての地位を占めてきたから、また同じ夢を見ようとしているのでしょう。戦争は、一部の人に莫大な富をもたらします。

■出動命令に従わない兵士には、最高刑を科す

軍隊を持つ以上、軍事法を制定し、違反者を裁く軍法会議が必要になります。改憲案 9 条の 2 は 5 項で、その実質的な復活を規定しています。

軍法会議は、主として軍人・軍属を対象とする特別裁判所で、日本国憲法下では設置が禁じられています (76 条 2 項前段)。太平洋戦争末期には、少なくない日本兵が南方の特設軍法会議において逃亡罪に問われ、処刑されました。軍紀保持のための見せしめだったということです。

ところで、軍法会議について石破幹事長が、BS 放送で非常に問題な発言をしました。「出動命令に従わない自衛隊員はどうするのか」という質問に対し、「最高刑、死刑がある国なら死刑、無期懲役なら無期懲役、懲役 300 年なら 300 年を科す」と答えたのです。「軍事法廷は、軍の規律を維持するためのもの」とも言っていました。

■貧困者が戦争に行かされ、棄てられる

現在の日本は、高校にも行けない、あるいは年収 100 万円にさえ満たないような若者を生み出しています。経済的な格差を作って貧困を拡大し、結果的に若者が自衛隊に入らざるを得ないような状況をわざと作り出しているように思います。その上、集団的自衛権を是認し、戦争に行けというのは、貧乏人は死ねということではないですか。

絶望的になっている若者の中には、戦争でも起きれば良いと思っている人たちがいるように感じます。しかも残念ながら、安倍政権の支持者であったりもする。やりきれないです。

日本は、戦後補償を求める各種の裁判で、シベリア抑留者や空襲被害者に対してすら、戦争被害は当然誰もが受忍すべきだと判じて恥じない国です。シベリア抑留者が、中国残留邦人が被った戦争被害をして、耐え忍ばなければならない程度だと言うのなら、耐え忍べない苦痛がありますまい。国が、賠償・補償に応じる必要のある戦争被害というのは、およそ存在しないということになりそうです。

■徴兵制を再開できる根拠

憲法 18 条は、意に反する苦役と奴隷的拘束を禁止しています。タコ部屋に押し込んで強制労働に従事させたり、芸娼妓契約等に基づき働かせるのは、例え本人の同意があったとしても、禁止されます。意に反する苦役の代表例は、徴兵制です。もとより徴兵制は、平和主義、戦争放棄条項の下で設けることはできませんが、18 条によって二重に禁止されているわけです。

ところが改憲案は、「社会的又は経済的關係において」という文言を挿入しています。これにより、社会的経済的關係以外、例えば政治的關係では身体拘束され得るという意味にもなり兼ねません。自民党の「日本国憲法改正草案 Q&A」では、徴兵制をしくことはないと説明していますが、信じられません。復活の根拠とする意図を感じます。

■「領土・領海・領空保全義務」で一億総防人^{まきもり}に？

改憲案 9 条の 3 は、領土・領海・領空保全及び資源確保義務を国民に課しています。戦時であると平時であるとを問いません。善良な日本国民は、領土・領海・領空保全義務を全うしなければいけません！ 一億数千万人総防人計画です。

資源確保義務とは、具体的どういう場合に何をせよということなのでしょうか。水・鉱物・石油等の産出地を外国人が購入しようとしていたら、止めさせなければならない？ 改憲案 102 条は、国民に憲法擁護尊重義務を課していますから、果たさないと憲法違反になりますね。

国土を守るのは、小さな政府であった近代国家においても、国の最低限の役割と捉えられていました。改憲案では、それすら国民に義務を転嫁しています。では、国は何をするのでしょうか。

■「緊急事態」で内閣総理大臣が最高指揮官に

改憲案は、緊急事態に関する 9 章を新設しています。緊急事態の定義ですが、「外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害」を挙げ、その他は法定事項としています。法律を制定すれば、緊急事態はいかようにでも拡大できるのです。たとえば、インフルエンザやノロウィルスの流行、北朝鮮からのミサイル発射の恐れ等々、あれもこれも緊急事態にしてしまえるということです。

ひとたび緊急事態の宣言が発せられると、内閣総理大臣が非常に強大な力を持つこととなります。財政支出とその他の処分を行い、地方自治体の長に対し指示をする権限を有します。また、内閣は、法律と同じ効力の政令を自由に制定できるのです (99 条 1 項)。そもそも日本の国会は、衆議院と参議院の二院制です。衆議院の解散中、国家に緊急の案件が発生したとしても、参議院の緊急集会を招集して対処できます。参議院の重要な存在理由です。

さらに、いったん緊急事態が宣言されると、衆議院は解散されないばかりか、両議院の選挙期日には特例を設けることができるようになり

ます。つまり、任期が満了しても選挙は実施しない、政権は永久に存続し得ることとなる条項です(99条4項)。

■緊急事態下で人権は守られない

緊急事態においては、国初め公的機関が「国民の生命、身体及び財産を守るために」指示した措置に、何人も従う義務が発生します。この場合、基本的人権は最大限「尊重」すれば良い、言い換えるなら、法の下での平等(14条)、身体的拘束及び苦役からの自由(18条)(身体的拘束を受けない)、思想良心の自由(19条)及び集会・結社、言論・出版その他表現の自由(21条)といった基本的人権は、保障されなくても良いという意味です。

留意しなければならないのは、先に説明した国防軍の活動です。緊急事態下で、公の秩序を維持し、若しくは国民の生命・自由を守るという名目で、国防軍が出動することになるかもしれません。指示に従わない市民に対し発砲するという事態も当然考えられます。

■シビリアンコントロール(文民統制)の侵害

2013年12月、国家安全保障会議設置法に基づいて(同年11月制定)同会議が発足し、翌年1月にはその事務局たる国家安全保障局が設置されました。同局構成員には、外務省・警察庁の職員の他、現職の自衛官も含まれています。これは、看過できない状況です。憲法66条2項は、内閣総理大臣及び国務大臣の資格につき「文民」である必要があるとしています。この規定を実質的に損なうものです。

なぜ閣僚は文民が担当しなければならないのかは、敗戦に至る過程を考えてみれば容易に理解できます。軍部が政治に介入し、あのような戦争と戦争の長期化を招いたので、日本国憲法は、徹底的に文民統制(シビリアン・コントロール)を及ぼそうとしたのです。防衛政策に関わる国家安全保障局に制服組を入れるということは、文民統制を実質的に侵害しているということに他なりません。

■「満洲」を繰り返すな

2014年1月31日、篠原孝民主党議員が衆議院予算委員会で、特定秘密保護法案に関し「いつ戦争を始めたのか、いつ戦争を終えたのか」という情報は特定秘密に該当しますか」と質問しました。

それに対し、森雅子担当大臣は何と答えたと思いますか。「私は、戦争というのは二度と起こしてはならないと思っておりますので、これから戦争が起こるという前提での御質問には答えられません」(!)。戦争をするという前提があるから特定秘密保護法が必要なのだろうし、憲法を変えて軍隊を持つということは、実際に武力攻撃をするかどうかは別として、戦争をすることが前提ですよ。

篠原議員は長野県の出身です。「長野県は満蒙開拓に行った県民が非常に多い。開拓団の人たちは終戦の事実を関東軍から知らされないまま平原をさまよった。終戦のことを知らされなかったので、高社郷開拓団では514人もの人々が8月25日に集団自決した。終戦というのは重要な事実なのだから、特定秘密だとしたら国民に知らせないことになるが、どうなのだ」と続けて発言しています。

終戦、開戦もそうですが、戦中の日本が情報統制をしていたことは周知の事実です。あちこちで玉砕に次ぐ玉砕だったのに、新聞やラジオは大本営発表を繰り返し、損害をひた隠したばかりでなく、誇大な戦果を報道していました。実際は、戦死者の90%が敗戦前の1年間に集中しています。また、空襲の殆どは1944年の後半以降です。例えば水戸空襲と長岡空襲は8月1日、福山大空襲は、広島・長崎への原爆投下に挟まれた8月8日でした。空襲や原爆については、米軍の飛行機が予め「伝単」と呼ばれるビラを撒いて予告した例もあったようですが、それらを捨ったり、話をしたりすることは禁じられていました。ひどい話です。

6. おわりに

■平和的生存権を行使する

もう一度前文に戻って下さい。日本国憲法前文では、平和的生存権を保障しています。平和的生存権、平和状態での生存を享受する権利が脅かされた場合何がなし得るかという、第一義的には戦争や武力行使といった国家行為の差止め請求です。それに留まらず、徴兵制の再開や武器の調達といった戦争準備行為も同様に差止めを求めることができます。

のみならず、全世界に平和が確立するよう積極的に主張し、行動して行くということも権利の内容に含まれると思います。つまり、もう二度と戦争はしないと誓った、不戦の誓いは、これまでの言動を反省すること抜きでは考えられません。反省するということは、事実を事実として認め、謝罪するとともに、償えることは償うということに他なりません。

具体的には、私たち日本国民が日本国に対し、国内外の被害者に対する戦後補償を真摯に行うことを積極的に働きかけて行くということも、平和的生存権の行使の一つとして含まれると思うのです。

■今、私たちにできること

明治維新以降、日本は、日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦と、ひっきりなしに戦争をしていました。それに比べると、戦後の日本はすごいですよね。70年も戦争をしていないのです。「9条にノーベル平和賞を」という活動があります。恒久平和主義を掲げ、戦争放棄を定めた日本国憲法を守って 70 年も戦争をしない私たちは、ノーベル平和賞に値するということです。

今、私たちに何ができるのか。皆で議論していくとともに、憲法を学習することだと思いません。

三大基本原理の連関性を考えてみて下さい。平和主義・基本的人権の尊重・国民主権は、それ

ぞれ別個独立したものではありません。三つが三つとも相互に深く関連していて、どれか一つが機能しなくなると、三つ全部が潰えてしまう関係にあります。戦争を想像してみるとの分かりやすいです。平和ではない状態で、主権者である国民の意思が政治に反映されるでしょうか。人権は尊重されますか。戦争では人が死傷するのですから、人権が守られるべくもありません。戦争は、一番の人権侵害です。

戦争は、あらゆる差別の塊です。差別がなければ戦争は起こらないし、戦争はまた差別を生み出します。私の平和論の前提は、憲法 14 条の平等原則です。平等を実現するための平和を真剣に考えていかないと、いつか来た道に戻ることにになりはしないでしょうか。

今ならまだ、このような集会を開いて話し、議論することができます。何も言えなくなる前に、おかしいと思ったことはおかしいと言う、おかしい状況を正すために行動を起こす。平和で民主的な文化国家の主権者としての力を発揮すべき時だと思います。

(文責：編集委員会)



■石川多加子さん

(憲法研究者・金沢大学学校教育系准教授)

1965年、茨城県生まれ。近年の主な研究課題は、「学問の自由と大学の自治」、「戦後補償」。浦安市民による憲法サークル「浦安憲法サロン」の活動に関わる。

(2014年8月25日発行)